

生徒指導上のキーワードを読み解く(2)

～川崎と大阪の中 1 中学生殺害事件を通して～

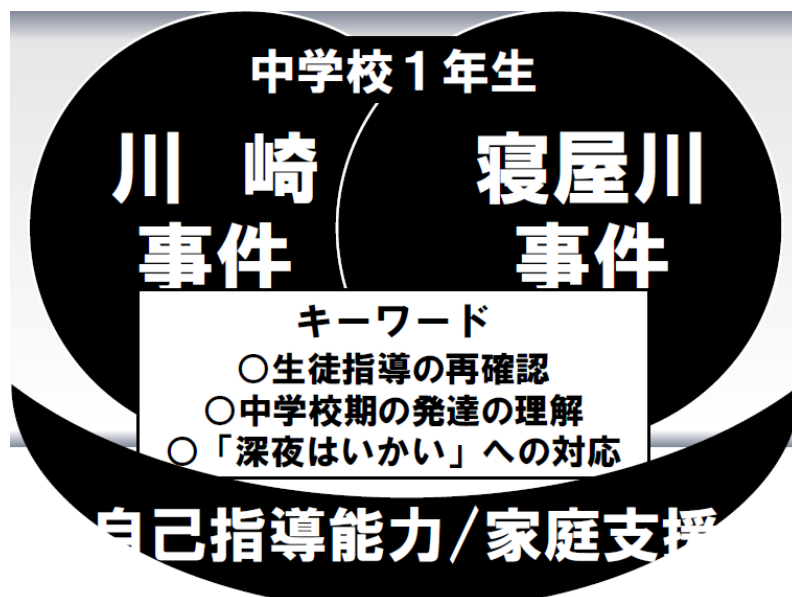
北海道師範塾「教師の道」 副塾頭 鈴木 重 男

はじめに

平成 27 年 2 月に川崎市の中 1 男子生徒が、多摩川河川敷で殺害され、同河川敷に遺体が遺棄された。また、同年 8 月には寝屋川市の中 1 男女生徒が殺害され、遺体が遺棄された。この両事件では、共に共通する生徒指導上の課題が浮かび上がってくる。

この共通する生徒指導上の課題は、今こそ「生徒指導」及び「中学校期の発達段階」と「深夜はいかい」を再確認して、確実に理解認識を深めた指導の推進である。

本稿は、この 3 点の生徒指導上の課題について、学習指導要領を踏まえて、児童生徒の誤った幼い行動により、自らの命を失うことが無いよう、その生徒指導上の課題解決の方策を得るために文部科学省等の公的機関の資料を整理するものである。



1 生徒指導の再確認

中学 1 年生の殺人遺体遺棄事件においては、少年警察活動規則⁽¹⁾（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号）の第 2 条第 6 号に該当する「不良行為」としての「深夜はいかい」が共通として挙げることができる。なぜ、当該中学 1 年生は「深夜はいかい」せずに自宅にて活動・就寝することができなかったのか。その原因として、自己指導能力の未熟さをあげることができる。「川崎事件」及び「寝屋川事件」両者の被害者に、もし高い自己指導能力が備わっていたなら、自己の行動を制御することができる、事故にあわないような察知能力が備わっていたなら、「深夜はいかい」に至らず、事件に会わなかったものと考えることができる。

自己指導能力の育成は、生徒指導の主たるねらいであることから、自己指導能力の育成に必要な教職員の能力と、校長等管理職の力量について、文部科学省「生徒指導に関する教員研修の在り方について」報告書⁽²⁾（平成 23 年 6 月）から学ぶものである。

(1) 生徒指導の本質は自己指導能力の開発

前掲報告書⁽²⁾は、「生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものであり、学校がその教育目標を達成するための重要な機能の一つである。」と位置づけ、生徒指導の本質と生徒指導の学校での展開について、次のように述べている。

生徒指導の本質は、すべての児童生徒の自己指導能力を開発することである。それは児童生徒が基本的な生活習慣を確立し、規範意識に基づいた行動様式を獲得するとともに、対人関係を築き、問題や対立が生じてそれを解決し、社会性の豊かな人間へと成長できるように促すことである。したがって、学校には、すべての児童生徒のこのような全人的な成長・発達を促す取組を展開することが求められる。その一方で今日の社会は子どもの成長にマイナスの影響を与える要素が数多くある。不登校やいじめ、非行などの克服が課題となる者もいる。このような今日的な状況や児童生徒の実態を踏まえた予防的な取組や問題解決的な関わりも必要不可欠である。

このように生徒指導には、成長・発達を促進する側面と現実的な問題解決を図る側面とがある。実際の生徒指導はともすれば問題解決的な取組に偏りがちだが、児童生徒の成長・発達を促すことが問題行動の予防と活力のある学級や学校づくりにつながることを考えれば、そのような取組の充実こそが、これからの生徒指導の重要課題といえる。ただ、学校には多様な児童生徒が混在しており、その児童生徒が成長する上で必要なもの(ニーズ)も千差万別である。学校は、そのニーズを満たすための多様な取組を同時並行的に、また意図的・計画的に、そして組織的に展開することが求められる。

(2) 自己指導能力の基盤＝基本的な生活習慣

ここでは、生徒指導の本質を自己指導能力の開発のため、学校は児童生徒の個々に応じた成長・発達を促進する側面に留意した指導を意図的・計画的、かつ組織的に指導することが求められているとしている。何よりも大事な指導とされているのは、「基本的な生活習慣の確立」である。

この「基本的な生活習慣の確立」について、生徒指導提要⁽³⁾「第 6 章生徒指導の進め方 第 5 節基本的な生活習慣の確立」は、人間の態度や行動の基礎となる重要なものと位置づけ、家庭生活で身に付くものと、学校における基本的な生活習慣の確立に整理できるが、基本的な生活習慣の確立は自主性や自律性をはぐくむという生徒指導を進めていくために不可欠なこととして、次のように述べている。

基本的な生活習慣は、人間の態度や行動の基礎となるもので、児童生徒にとって、社会的な自立や自己実現のために大変重要であり、様々な要素からなっています。基本的な生活習慣の各要素は、日常生活の積み重ねにより培われるものであり、食事習慣、睡眠習慣、運動習慣、排泄習慣など、幼少期からの家庭生活とかかわりが深く、人間の心身の発達や成長にかかわる生活習慣の基礎となるものと、以下に示した学校における基本的な生活習慣とに整理でき、児童生徒の成長過程の中で密接に関連しています。基本的な生活習慣の確立は、自主性や自律性をはぐくむという生徒指導を進めていくために不可欠なことです。

- ・時間を守る、物を大切にする、服装を整えるなどの学校生活を営む上で必要なきまりに関する生活習慣
- ・あいさつや礼儀、他者とのかかわりや自らの役割を果たすなどの集団生活にかかわる生活習慣
- ・授業規律や態度、忘れ物をしないなどの学校における様々な活動を行う上での生活習慣

(3) 自己指導能力を開発する教職員に必要な能力

前掲報告書⁽²⁾は、このような児童生徒の自己指導能力を開発する生徒指導を展開するために必要な能力は、短期的に身に付くものではなく、日々の生徒指導実践に反省的に取り組む中で開発されるものであることから、児童生徒への愛情と職業的使命の自覚に立ち、自己研鑽に励む資質が求められるとして、次のように述べている。

まず、児童生徒一人一人と信頼関係を構築する能力である。そのためには肯定的な児童生徒観に立脚した共感的態度や尊重的态度が必要となる。また、児童生徒の置かれている実態や発達の在り方は極めて多様であり、ニーズも異なる。教職員にはその個性や多様性を尊重する姿勢とともに、様々な資料を活用したり、丁寧な観察を通じて必要な情報を収集し、その情報を知識や理論などに照らして分析し、一人一人、あるいは子ども集団の状態や心理を理解し、ニーズを特定する能力が求められる。

適切な指導や支援は、このような信頼関係と的確な児童生徒理解を基盤にして展開されることになる。その具体的な手法としては、個を対象としたコミュニケーション技法や基本的なカウンセリング技法などが基本になるが、学校の教育活動のほとんどは集団を対象とした活動で占められているので、教職員には、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などの教育活動の特色や意義を生かしつつ、集団の特質を生かしながら児童生徒の自己指導能力を育てる技法や手法を身に付ける必要がある。例えば、対話のある授業づくりの手法や学級づくりの手法、また、集団を対象としたグループ面接やグループアプローチの諸技法などが挙げられるだろう。

生徒指導は教職員一人で実践するものではなく、学校全体、さらには関係機関や地域・家庭と連携協働して組織的に推進すべきものであり、教職員には学校内外の関係者と連携してチームとして活動する姿勢と能力が求められる。

以上のような能力は短期的に身に付くものではなく、日々の生徒指導実践に反省的に取り組む中で開発されるものである。したがって教職員には自己の心身の健康を維持するとともに、児童生徒への愛情と職業的使命の自覚に立ち、自己研鑽に励む資質が求められる。

(4) 自己指導能力を高める管理職に求められる力量

管理職は、児童生徒の自己指導の力を高める「豊かな生徒指導の鍵は校長が握っている」として、生徒指導を教育課程に位置付ける力量や生徒指導の指導力の向上に係る研修、外部関係機関との連携などその必要な力量を、前掲報告書⁽²⁾は次のように述べている。

(前掲報告書⁽¹⁾の文意を損なわない範囲で、改行するなどの一部改編)

生徒指導を円滑に進めるには、校長のリーダーシップが極めて重要である。校長は、生徒指導の目標を定め、学校の運営方針の中に位置付けるとともに、校内指導体制の整備や地域・関係機関との連携を進め、全校指導体制を構築しなければならない。「豊かな生徒指導の鍵は校長が握っている」と言われるゆえんである。

管理職がリーダーシップを発揮するには、生徒指導に関する幅広い見識・知識を持つことが大切である。教職員に対して自信を持って指導・助言ができるよう、生徒指導全体について十分な研修を積み、特に

- 1 教育課程に生徒指導を位置付ける力量
- 2 全校指導体制を構築する力量
- 3 生徒指導上の諸問題を解決する力量

を身に付け、組織的・体系的な生徒指導を推進することが求められる。

生徒指導は全教育活動を通して包括的・系統的・組織的に進めなければならない。児童生徒に自己指導能力や自己実現のための態度・能力を身に付けさせるには、教育課程に具体的取組を位置付けるとともに、教育課程外の諸活動に生徒指導のねらいを明確に示す必要がある。このためには、生徒指導の意義と原理の理解が不可欠である。生徒指導方針を明確にし、その達成を目指した教育活動を適切に位置付ける力を磨き、生徒指導のリーダーとして学校経営に当たりたい。

全校指導体制の構築も管理職の重要な役割である。生徒指導におけるリーダー(生徒指導主事)の育成、全教職員が一丸となって取り組む意識の高揚、児童生徒の安全確保に係る条件整備等、教職員一人一人が組織の一員として生徒指導の役割を十分果たせるよう、自校の生徒指導組織を整備することが大切である。

生徒指導の課題には、学校だけで解決・改善を図ることが難しい事例も多い。専門機関等に援助を要請したり、サポートチームを結成したりする場合、管理職には、学校内外のリソース(資源)の積極的活用を進めるとともに、学校・地域・関係機関との連携を強め、これをコーディネートする力量が求められる。

また、管理職には、生徒指導上の問題に悩む教職員の声に耳を傾け、適切な助言や具体的な支援をしなければならない機会も多い。このため、コンサルテーションの力量を身に付ける必要がある。生徒指

導に関する幅広い知識と技法を熟知するとともに、教育相談の考え方・技法を修得しておきたい。

生徒指導においては、児童生徒の自己指導能力の育成を始め全人的な成長・発達を促進する取組の充実を図りながらも、学校内外で発生する児童生徒の問題行動等の解決・解消にも取り組まなければならない。このような問題行動に対処するため、

- ・管理職は未然防止的危機管理
- ・事後対応的危機管理
- ・再発防止的危機管理

という 3 つの危機管理能力を高める必要がある。

なお、実際の対応に当たって法的知識が必要になることも少なくない。生徒指導に関する法制度等について教職員に効果的な指示ができるよう、法的な見方や考え方ができるようにしておきたい。

2 中学校期の発達の理解

第二には、中学校の教師だけではなく、小学校の教師も中学校期の生徒の発達の状況を再認識することが重要である。この期は、個々にもよるが小学校高学年の児童も含め、身体の急激な成長・発育と自我意識の高まりの中で、家族関係や友人関係も含めて疾風怒涛の真ただ中にあるといわれている。

このような時期の児童生徒の心理的発達と道徳的な発達について、「文部科学省中央教育審議会報告書」⁽⁴⁾や「中学校学習指導要領解説」⁽⁵⁾⁽⁶⁾から学び、理解を深め、この発達の段階の様相を確実に認識して、一人一人の状態に応じた的確な指導を推進することが求められる。

(1) 心理的な発達

中学校期は、小学校高学年の「ギャングエイジ期」に引き続く、「価値観の葛藤」等の「生徒指導に関する問題行動などが表出しやすい時期」⁽⁴⁾といわれている。

文部科学省「子どもの徳育に関する懇談会」の「子どもの徳育の充実に向けた在り方について」報告書⁽⁴⁾（平成 21 年 9 月）は、この時期の特徴などを次のように整理している。

(3) 青年前期(中学校)

○中学生になるこの時期は、思春期に入り、親や友達と異なる自分独自の内面の世界があることに気づきはじめるとともに、自意識と客観的事実との違いに悩み、様々な葛藤の中で、自らの生き方を模索しはじめる時期である。また、大人との関係よりも、友人関係に自らへの強い意味を見いだす。さらに、親に対する反抗期を迎えたり、親子のコミュニケーションが不足しがちな時期でもあり、思春期特有の課題が現れる。

また、仲間同士の評価を強く意識する反面、他者との交流に消極的な傾向も見られる。性意識が高まり、異性への興味関心も高まる時期でもある。

○現在の我が国においては、生徒指導に関する問題行動などが表出しやすいのが、思春期を迎えるこの時期の特徴であり、また、不登校の子どもの割合が大幅に増加する傾向や、さらには、青年期すべてに共通する引きこもりの増加といった傾向などが見られる。

○これらを踏まえて、青年前期の子どもの発達において、重視すべき課題としては、以下があげられる。

- ・人間としての生き方を踏まえ、自らの個性や適性を探求する経験を通して、自己を見つめ、自らの課題と正面から向き合い、自己の在り方を思考
- ・社会の一員として他者と協力し、自立した生活を営む力の育成
- ・法やきまりの意義の理解や公德心の自覚

ここで、特に重視すべき課題として挙げられた 3 点について、中学校教師は特に留意した指導と、その指導を実り多いものとするための管理職がリードした校内研修、また教師自らが自己の内面を深め広げる自己研修が求められる。

この特に重視すべき課題を採録するので、十分吟味することが望まれる。

- ・人間としての生き方を踏まえ、自らの個性や適性を探求する経験を通して、自己を見つめ、自らの課題

と正面から向き合い、自己の在り方を思考

・社会の一員として他者と協力し、自立した生活を営む力の育成

・法やさまりの意義の理解や公德心の自覚

この上述した課題を各教師が十分に吟味して、小学校の学級活動と中学校のホームルーム活動、また道徳の時間において、各児童生徒の発達の状態等に応じ、児童生徒が基本的な生活習慣を確立し、規範意識に基づいた行動様式を獲得するとともに、対人関係を築き、問題や対立が生じてそれを解決し、社会性の豊かな人間へと成長できるように児童生徒自らが自らをコントロールする自己指導能力の円滑な獲得が可能になるよう指導することが重要である。

このことは、中学校教師や小学校高学年担当の教師は、この時期の生徒の心理的特性を十分に踏まえるため、上述したことを再度確認するとともに、中学校学習指導要領総則⁽⁵⁾第 3 章第 1 節の 1 の(2)のイの(ウ)に示されている「生徒の心身の発達の段階や特性等」をも、十分に踏まえた指導と教育課程の編成が求められる。

中学校段階は小学校段階と比べ心身の発達上の変化が著しく、また、生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化が一層進展するとともに、内面的な成熟へと進み、性的にも成熟し、知的な面では抽象的、論理的思考が発達するとともに社会性なども発達してくる。また、年齢的には 12 歳から 15 歳までという、成長が著しい時期に当たるので、学年による生徒の発達の段階の差異にも留意しなければならない。各学校においては、このような生徒の発達の段階を的確に把握し、これに応じた適切な教育を展開することができるよう十分に配慮することが必要である。

一方、特に小学校の高学年からは、個々の児童生徒の発達の個人差も目立つ時期であり、また、中学校段階は、自我意識が高まるとともに個性が多様化してくる時期である。したがって、教育課程の編成に当たっては、生徒の一般的な心身の発達に即しながら、個々の生徒についての発達の差異や、能力・適性、興味・関心や性格、さらには進路などの違いにも注目していくことが大切である。各学校においては、生徒の発達の過程を的確にとらえるとともに、個々の生徒の特性や課題について十分配慮して、適切な教育課程を編成することが必要である。

(2) 道徳性の発達

自己指導能力は、非行事故を防ぐための自己の行動を制御することのできる力であり、内面的な発達としての道徳性の発達と強い関係を持っている。

したがって、この中学校期の道徳性の発達については、中学校の教師だけではなく、小学校の教師もこの道徳性の発達について示している中学校学習指導要領解説道徳編⁽⁶⁾第 1 章第 2 節 2 の(2)及び(3)の内容を理解認識することが求められる。

(2) 道徳性の発達

道徳性は、生まれたときから身に付けているものではない。人間は、道徳性の萌芽をもって生まれてくる。人間社会における様々な体験を通して学び、開花させ、固有のものを形成していくのである。道徳性の発達には、様々な要素がかかわり合っているが、特に次の点に留意する必要がある。

ア よりよく生きる力を引き出すこと

第1は、よりよく生きようとする力を諸能力の発達に合わせて自らが引き出していくことである。そのためには、自らの中によりよく生きようとする力があることに気付き、それを伸ばしていこうとする意欲をはぐくむ必要がある。

よりよく生きる力の自覚は、幼児期から可能である。すなわち、快、不快の感情が認識できれば、それを基準にして、行ってよいことと悪いことに気付く。快の感情をもたらす行為ができるのは、よりよく生きようとする力があるからである。成長するにつれ、理性や内省する力などが加わり、内面的・共感的な道徳的心情を発達させ、自らよりよく生きる力を伸ばしていくことができる。

イ かかわりを豊かにすること

第2は、体験等の広がりに合わせて豊かなかかわりを発展させていくことである。道徳性は、人間社会における様々なかかわりを通して発達する。例えば人間は、成長とともに人間的な触れ合いの輪を広げ

ていく。そうした人間関係の広がりの中で、大切にし尊重する人々が次第に拡大し、自分の好き嫌いや身内や仲間であるかないかといった意識を超えて、多くの人々へと触れ合いの輪が広がり、すべての人へ、そして生命あるすべてのものへと広がっていく過程を道德性の発達ととらえることができる。

道德性を発達させる主なかわり、自分自身、他の人、自然や崇高なもの及び集団や社会が考えられる。日常生活において、それらとのかかわりを豊かにもてる体験を充実させることによって、道德性が発達する。

ウ 道德的価値の自覚を深めること

第3は、認識能力や心情等の発達に合わせて道德的価値の自覚を深められるようにしていくことである。道德性の発達には、基本的には他律から自律へ方向をとる。それは、判断能力から見れば、結果を重視する見方から動機をも重視する見方へ、主観的な見方から客観性を重視した見方へ、一面的な見方から多面的な見方へ、などの発達が指摘できる。このような道德性の発達は、自分自身を見つめる能力、相手のことを考える能力や相手のことを思う能力、更には、感性や情操の発達、社会的な経験や実行能力、社会的な期待や役割の自覚などとも大いに関係する。

人間は、友達や周りの人々に親切にしなければならないと分かっている、心が動かないこともあるし、それを態度化し、行動に移せないこともある。また、人間を尊重するといっても、意見や感情などの対立がある場合にどうするのかといった問題も出てくる。こうした個々の具体的な状況に即して内面的な葛藤や感動などを体験し、道德的価値の自覚を深めていくことによって道德性が発達する。

したがって、道德性の発達には、人間らしさを表す道德的価値にかかわって道德的心情や判断力、実践意欲と態度などをはぐくみ、それらが一人一人の内面に自己の生き方の指針として統合されていくような働き掛けを必要とする。

(3) 中学校段階における道德性の育成

道德性の発達を、以上のような方向でとらえるとすれば、それは、親や教師も含むすべての人間の、生涯にわたる課題と受け止めるべきであろう。その意味で、生徒の前に立つ教師は、決して完成された人間であることを求められているのではなく、人間として、生徒と共に、よりよい生き方を求める姿勢こそ大切なのである。

また、中学生の時期における道德性の発達は、大きな可能性を秘めており、その後の発達の基礎となるという意味で、その発達を促すことは、極めて重要である。いいかえれば、中学生の心の内には、人間の生き方への関心が大きくなり、自分の人生をよりよく生きたいという内からの願いが強くなっていく。その願いを温かく受け止め、大きく前進させることを、特に大切にする必要がある。

いうまでもなく、心身ともに発達の著しい中学生には、道德性の発達という観点からも、一人一人極めて大きな違いが見られる。特に価値観の多様化した現代社会に生きる生徒たちは、多様な事に関心を抱き、ものごとの受け止め方や考え方も多様である。したがって、道德教育においては、次のような中学生の心身の発達上の特徴を理解し、生徒一人一人の実態を踏まえて、生徒と教師が共に考え、共に探求していくことが大切である。

ア 自己の探求、理想の追求と自律の尊重

道德性の発達の出発点は、自分自身であり、自己を大切にすることである。しかし中学生は、身体的にも大きな変化を経験し、その自己像は大きく揺れ動く。それまで、程度の差はあるものの周囲の期待にそって「良い子」として振る舞ってきた子どもたちも、中学生のころから、様々な・藤や経験の中で、自分を見つかつとめ、自分の生き方を模索するようになる。感情や衝動の赴くままに行動し、自分の弱さに自己嫌悪を感じることもあるであろうし、逆に、理想や本来の自分の姿を追い求め、大きく前進しようとすることもある。中学生は、そのような大きく、激しい心の揺れを経験しながら、自己を確立していく大切な時期にある。一人一人の生徒の姿を、表面的な言動だけで決め付けることなく、自己確立へ向けての模索の姿として、広い視野で見守ることが大切である。

このような中学生の自己探求の過程において大きな役割を果たすのは、かれらの夢や理想である。中学生の時期にどのような夢を膨らませ、どのような理想を描くかということが、その後の人生に大きな意味をもつことを理解し、生徒一人一人が、自分の夢や理想をしっかりと見つめ、その実現に近づけるように励ますことが大切となる。

また、中学生の自己探求と自己確立の過程は、他律から自律への過程でもある。

道德教育の基本は、一人一人の人間の尊重であり、個性の尊重である。教師は、一方的に教え込むの

ではなく、そうしたことの重要性を生徒に向かって強調し、学校のあらゆる教育活動における生徒への働きかけの中で、具体化することが重要なのである。生徒は、自分が一個人として尊重され、信頼されるという経験をとおして、自分に自信をもち、責任ある人間としての思考や行動を発達させていくからである。

イ 人間関係の広がり と 親密化

中学生の人間関係は、かなりの広がりをもってくる。それまで、大きな影響をもっていた親や教師の存在は、相対的に小さくなり、クラスや学校の様々な集まりを通じてできた仲間集団が、中学生にとって大きな影響を与えるようになる。親や教師に対しては、反発したり、批判的となっても、仲間集団の言葉や評価は、強く意識せざるを得ないことがある。

こうして拡大された仲間集団は、中学生の自己形成にも大きな影響を及ぼす。

なぜなら、自己の探求は、決して他の人々から隔離されたところで行われるものではなく、必ず、他者の在り方や他者とのかかわり方が、そこに重要な役割を果たすからである。自分に対する仲間の態度や評価が、中学生の自己概念に大きな影響を及ぼし、自己嫌悪のもとになったり、自信や自尊心の高揚につながったりする。また、他の人々に対する自分の態度や行動が、積極的に自己概念を形づくっていくのである。

こうした点で、学校における人間関係は、中学生の道德性の発達に極めて大きな意味をもつ。一人ではどうすることもできないほど大きな影響力をもった仲間集団の中で、自己を失うことなく、調和的な関係を保つことは、中学生にとって大きな課題である。また、仲間集団以外にも、様々なかかわりをもつ人々が、同じ学校という集団の中で生活している。それは、まさに、生徒がその後に属するであろう様々な集団の縮図ともいえるものである。学校生活のあらゆる機会をとらえて、一人一人の生徒が、他の生徒へのかかわり方や態度を、自分の生き方として見つめるように促すことは、極めて重要である。そして、生徒同士の間にも生まれる信頼と友情は、生徒の人間的な成長にとって何ものにもかえがたいものである。教師との関係も含め学校における生徒の人間関係は、道德教育の最も重要な基盤である。教師は、生徒の人間関係の広がり と 親密化について、道德性の発達を促す観点からあたたかく見守っていく必要がある。

ウ 社会の一員としての自覚のめばえ

会ったことも、話したこともない多くの人々からなる社会というものの存在を認識することは、高度な知的能力を必要とする。ましてや、その社会の一員としての自分の役割や責任を考えることは、顔見知りの人間に対して思いやりをもち、親切にふるまうといったことに比べ、はるかに難しいことである。

しかし、知的発達の著しい中学生にとって、社会的な視点をもち、社会の一員としての生き方を考えることは、必ずしも不可能ではない。少なくとも、そうした問題を知的に理解し、主体的に受け止める基礎は、十分にあるといえる。そこで、道德性の発達の観点を踏まえて、個人と社会との関係についての理解を深めることが重要となる。すなわち、個人が社会からいかに大きな影響を受け、また、個人の在り方がいかに社会に影響を及ぼすかという個人と社会との密接な関係を理解することが、中学生に社会の一員としての自覚をはぐくむ基礎となる。現代社会の様々な問題も、ただそれを知識として教えるのではなく、常に、生徒たちの生き方にどうかかわるかという観点からとりあげる時には、すでにそれは、道德教育の重要な一翼を担っているのである。

人間の生活は、知識基盤社会やグローバル化の時代の到来により、社会的な相互依存関係をますます深めている。生徒が、個人と社会との関係について適切な理解をもつことが、後に民主的な社会や国家の発展、他国の尊重、国際社会の平和と発展や環境の保全への貢献などの基礎となるのである。

エ 自然や人間の力を超えたものへの謙虚な態度の涵養

現代社会における著しい科学技術の進歩や、物質的な豊かさは、かえって人々から感謝の心や人間としての謙虚さを失わせてしまったことが指摘されている。

中学生の意識や行動も、少なからずその影響を受けているはずである。

しかし、一方で中学生は、具体的な事柄に関して首尾一貫した思考が可能であるばかりでなく、目に見えない抽象的な事柄についてもかなり深い思索ができるようになってくる。したがって、眼前の事柄をただ表面的にとらえるだけでなく、その人間にとっての深い意味を感得することも決して不可能なことではない。特に、中学生の時期においては、適切な指導があれば、現在の一つ一つの生命が、それ以前の無数の生命の懸命な継承の結果であることや、自分の生命がいかに多くの存在に支えられており、

また大自然がいかに美しく、偉大で、その前で、人間の力がいかに小さなものであるか、といったことを感受性豊かに受け止めることができる。そして、それは、生徒の中に感謝の心や謙虚さ、あるいは人間の力を超えたものへの畏敬の念などをはぐくむことにつながると考えられる。中学生の時期にこうした人間としての生き方の根底にかかわる態度をはぐくむことは、道德教育の重要な課題といえることができる。ただ、このような態度や生き方が生徒の心に根を下ろし、はぐくまれていくためには、生徒が知的な理解を深めるだけでは必ずしも十分ではないのであって、生徒たちが、教師など周囲の人々の具体的な行動や生き方に接することが重要な契機となる。その意味で、日々生徒に接している親や教師など大人の生き方そのものが大きな意味をもつのである。

疾風怒涛期の児童生徒の指導においては、特に、生きていく上での悩みや葛藤は、親や教師も含むすべての人間の、生涯にわたる課題と受け止め、特に児童生徒の前に立つ教師は、決して完成された人間であることを求められているのではなく、人間として、生徒と共に、よりよい生き方を求める姿勢を見せることが重要と前掲した中学校学習指導要領解説道德編⁽⁶⁾は述べている。

この教師としての姿勢は、学び続ける教師だけが、教壇に立つことを許され、成長し続ける教師だけが、児童生徒を成長させることができるという、教師自身の厳しい自己研修の在り方をも示唆するものである。

3 「深夜はいかい」への対応

「川崎事件」「寝屋川事件」の被害にあった中学生は、ある面では、「深夜はいかい」という法的には「不良行為」に位置付けられる「非行少年」といえる。死者を貶める気持ちは一切ないが、事実は事実としてこの認識を確実に持って、今後の教育指導に生かさなければならない。しかし、当該生徒は「深夜はいかい」するに至る家庭等の切実な状況もあったはずで、そのような境遇にある児童生徒と保護者を支えることをも検討する必要がある。このことについて、「深夜はいかい」の定義や、現状、また原因・背景、対応などについて考えていきたい。

(1) 「深夜はいかい」とは

北海道青少年健全育成条例⁽⁷⁾ 第 35 条は、「深夜はいかい」を「深夜外出の制限」として、「深夜の時間」を午後 11 時から午前 4 時までと定義づけ、この深夜の時間内での外出について、次の内容で保護者にその監護を強く求める。

第 35 条 保護者、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜(午後 11 時から翌日午前 4 時までをいう。以下同じ。)にその監護する青少年を外出させないように努めなければならない。

2 保護者は、前項に規定する理由により深夜にその監護する青少年が外出する場合においては、自ら同行し、又は成人に依頼して同行させるようにしなければならない。ただし、必要やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

3 何人も正当の理由がなく、深夜において、保護者の依頼を受けず、又はその承認を得ないで青少年をその自宅以外の場所に連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

また、同条例第 36 条は、学校の校長及び教師に対して、深夜外出の児童生徒を発見した際は、保護者に連絡し、その引き取りを求めるなどの措置を次のように示している。

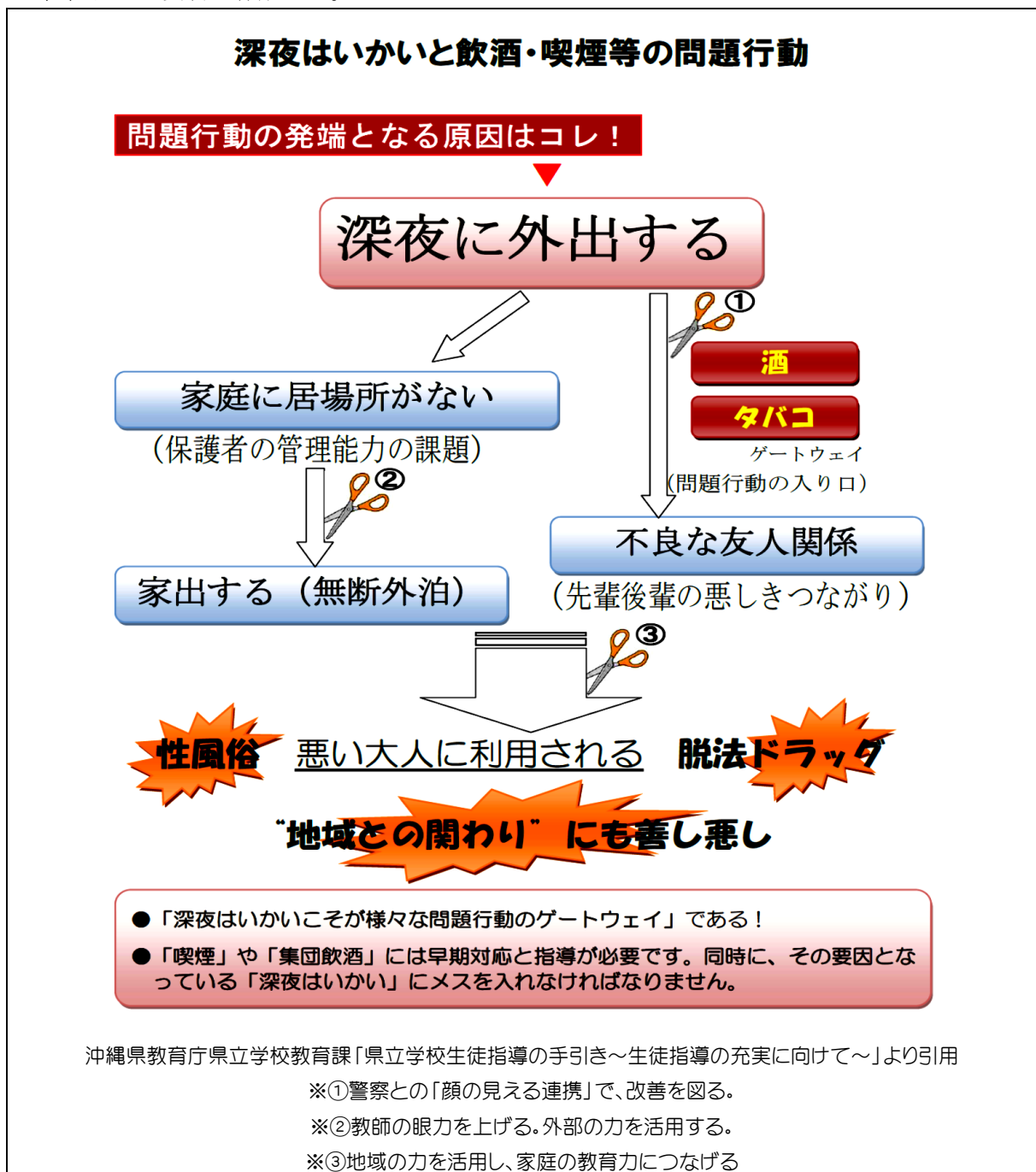
第 36 条 警察官、少年警察補導員、児童委員、保護司、学校の校長及び教員その他青少年の保護の任に当たっている当該職員は、深夜において外出している青少年を発見し、これを放置するとき、その青少年の福祉を害するおそれがあると認める場合は、速やかに保護者にその旨を通知して当該青少年の引取りを求める等その保護者に必要な適宜の措置をとらなければならない。

さらに、同条例第 37 条は、深夜におけるカラオケやゲーム店などへの立ち入りについても、規制されている。

第 37 条 興行者及び次に掲げる営業を行う者(以下「興行者等」という。)は、深夜において、当該営業の場所に青少年を立ち入らせてはならない。

- (1) 個室を設けて、当該個室において客に専用の装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる営業
(2) 設備を設けて、客に、書籍、雑誌その他の刊行物の閲覧又は端末機器の利用を行わせることを主として行う営業
(3) 設備を設けて、客に遊戯又はスポーツを行わせる営業であって規則で定めるもの
- 2 興行者等は、深夜において営業を営む場合は、知事の定めるところにより、当該営業の場所に、青少年の入場を禁止する旨の掲示をしなければならない。

このような「深夜はいかい」の持っている児童生徒への悪影響を、沖縄県教育庁県立学校教育課「県立学校生徒指導の手引き～生徒指導の充実に向けて～(平成 25 年 3 月)」⁽⁸⁾は、次の図で「深夜はいかい」を酒・たばこ、ドラッグや性風俗被害等の入り口「看守問題行動の原因」と位置付けた資料を作成した。



(2) 「深夜はいかい」の現状

北海道警察函館方面本部⁽⁹⁾は、渡島総合振興局、檜山振興局全域と後志総合振興局の島牧郡と寿都郡を管轄していることから、次の統計はほぼ道南地域、函館教育経営研究所所員の大多数が勤務して学校区域の現状と認識すべきものである。

なお、本統計の年は、1 月から 12 月である。

ア 平成 22 年から平成 26 年にかけての非行少年等の推移

平成 26 年は、刑法犯少年及び特別法犯少年、ぐ犯少年として、検挙・補導された非行少年は、前年比 23.6%の減少であるが、不良行為少年は 18%の減少しか見られず、不良行為少年への対応が早急の求められる現状が明確に示されている。

過去5年間の非行少年等の推移

	22年	23年	24年	25年	26年
非行少年総数	227	290	227	148	113
刑法犯少年	計	212	265	211	137
	犯罪少年	168	195	141	86
	触法少年	44	70	70	51
特別法犯少年	12	22	15	10	14
ぐ犯少年	3	3	1	1	1
不良行為少年	953	921	1083	965	792

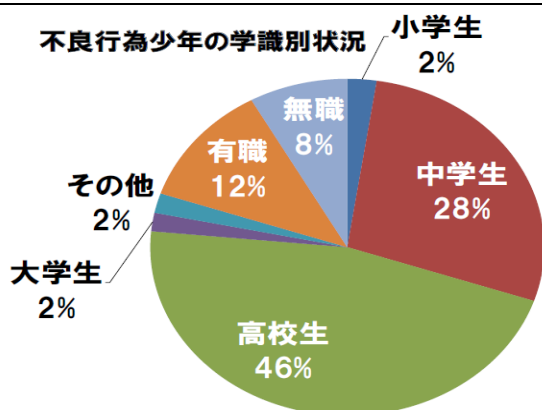
不良行為少年の補導上については、平成 26 年、「深夜はいかい 46%」、「喫煙 21%」と圧倒的に「深夜はいかい」が多いことが分かる。

不良行為少年の補導状況

	総数	飲酒	喫煙	粗暴行為	刃物等所持	家出	無断外泊	深夜はいかい	怠学	不健全性的行為	不良交友	左記以外
26年	792	89	163	70	0	30	23	362	23	9	0	23
うち女子	193	33	24	2	0	14	6	99	3	6	0	6
25年	965	199	299	19	1	23	18	374	12	14	4	2
うち女子	305	97	61	4	0	10	10	104	4	13	2	0

また、不良行為少年の学識別状況では、高校生が 46%、中学生が 28%となっている。小学生と合わせ約 3 割を占めている。各学校での保護者へのこのことについての理解を深めるための学校通信や校長室情報等の家庭配布物への留意が求められる。

不良行為少年の学識別状況



※不良行為少年の概念 不良行為少年とは

犯罪や刑罰法令に触れる行為ではなく、非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年(少年警察活動規則2条6号)

不良行為

飲酒・喫煙等
刃物等所持
暴走行為等
家出、無断外泊
深夜徘徊等

(3) 「深夜はいかい」の原因・背景

少年警察活動規則⁽¹⁰⁾第 2 条 6 項は、北海道青少年育成条例での「深夜外出」を「深夜はいかい」とし、「不良行為少年」に位置付けている。規則では不良行為少年について、「非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為（以下「不良行為」という。）をしている少年をいう。」と示している。

この「深夜はいかい」の原因・背景は、どのようなことが考えられるであろうか。

横浜市教育委員会「児童生徒指導の手引き-改訂版-」⁽¹¹⁾ は、次のように幅広く考察している。

8 不良行為（喫煙・深夜徘徊等）

（原因・背景）

思春期にはいると、子ども達は依存的な親子関係を脱し、心理的な自立を目指すようになります。そして、自立に伴う不安から、その不安を共有できる仲間関係を求める傾向がでてきます。

また、自我意識の強まりから、親や教師など身近な大人に対して、反抗という手段をとって自分を主張する場面も出てきます。一方で、体の成長と心の成長のバランスがとれなかったり、基本的な生活習慣の乱れや規範意識の低下、家庭の養育姿勢の問題などから、仲間とともに、喫煙、飲酒、深夜徘徊などの問題を起こしやすくなります。

また、深夜はいかいをきっかけに、非行集団との交友ができたり、薬物乱用などに陥ったり、犯罪被害に遭う危険性が高まります。

また、熊本県教育委員会⁽¹²⁾「問題行動等対応の手引き－健全な児童生徒の成長を願って－」（平成 21 年 3 月）の第 2 章「具体的な問題行動への対応 6 深夜徘徊」では、保護者の夜間勤務からの「寂しさ」を紛らわせるための深夜徘徊・深夜外出の事例を挙げ、このような事案が多いことを示唆している。実際、「川崎事件」と「寝屋川事件」の両事件も、母子家庭、かつ母親の夜間勤務との類似状況が見られた。次は、熊本県教育委員会の事例概要である。

中学生の A は、保護者の勤めが夜遅くまでであるため、夜一人で過ごすことが多い。その寂しさを紛らわすために、似たような境遇にある B と携帯電話で連絡を取り合い、夜に B を自宅に招いて遊んだり、夜間に出歩くようになった。

しばらくすると、A 宅に B だけでなく、B の遊び仲間も来るようになり、A 宅に無断外泊したり、夜中に出歩いたりするようになった。A の生活リズムは次第に崩れ始め、保護者に対しても反抗的になり、学校を休みがちになってきた。この段階になってようやく保護者からの相談が担任にあった。

北海道警察⁽¹³⁾は、少年サポート事業の一環として、ホームページ上に「家出・無断外泊」の理由を考察している。「家出・無断外泊」は、保護者の監護から意識的に離れる「深夜はいかい」と同列/延長線上にある不良行為と考えることができるので、この北海道警察が考察した次の内容を積極的に活用して、児童生徒個々の状況を踏まえて「深夜はいかい」に至ることのないような自己指導能力の育成につながる指導を充実する必要がある。

〈家庭〉と〈子ども〉という 2 者の間に働く力というふうに考えてみると、家から子どもが離れていく場合には、①家から遠ざける力が働く場合、②子どもが遠ざかろうとする力が働く場合、③その両方が働く場合、がそれぞれ考えられます。

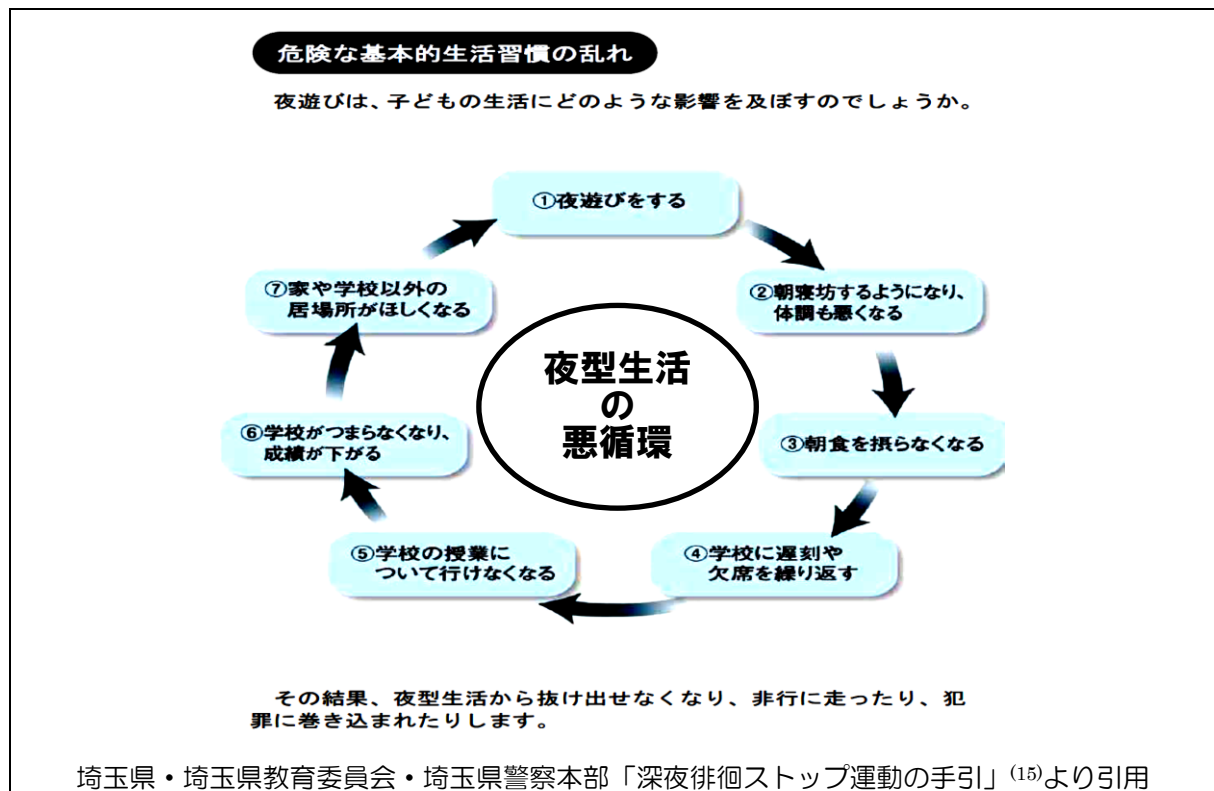
①家から遠ざける力としては、家庭不和、不適切な養育、過度な厳しさ、過度な期待、無関心、物理的な環境（狭さなど）、等々が考えられます。

②子どもが遠ざかろうとする力としては、友人など家族外の人間関係への強い興味関心や依存、保護者の価値観への反抗や強い自己主張、保護者への恐れ、家庭外での出来事への強い興味関心、活動性や行動力の高さ、等々を挙げることができます。

北海道の高等学校生の規範意識を調査した「平成 26 年度 青少年の意識・意見調査結果報告書」⁽¹⁴⁾では、「深夜はいかい」と関連すると思われる「無断外泊」と「家出」をすることについては、約 1 割の生徒が「やってもいい」と回答をしている。このことから、小学校及び中学校期に、少年警察活動規則での違反行為などの理由を説明するとともに、基本的には「ダメなことはダメ」という毅然とした規範指導を徹底することが求められる。

（4）「深夜はいかい」の指導のヒント

「深夜はいかい」の指導のヒントとして、埼玉県資料(15)や魚津市(16)資料を参考にすることも重要な視点といえる。



子どもだけの外泊・深夜徘徊について考えましょう！

県青少年健全育成条例 18 条で、保護者に「深夜外泊等の制限」を努力義務としています。だから、

子どもだけの外泊・深夜徘徊は禁止です

【子どもだけの外泊】

▼ 親の目から離れる ⇒ ついつい気持ちがゆるむ

⇒ いっつもは自制できていることを、ついやってしまう

⇒ **非行の道へ・・・**

【深夜徘徊】

▼ 夜の街は危険がいっぱい。残念なことです、世の中には子どもにいい影響を与える大人ばかりではありません。事件や事故に巻き込まれる可能性大です。

⇒ **被害者になる・・・ 非行の道へ・・・**



魚津市教育センター「魚津市小・中学校生徒指導協議会資料」⁽¹⁶⁾より引用

北海道青少年健全育成条例⁽⁷⁾に規定されている青少年の「深夜はいかい」に係る条文と本条

例に違反したときの罰則は、次のとおりである。なお、条例では、「深夜はいかい」を「深夜外出」としている。

(深夜外出の制限)

第 35 条 保護者は、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜(午後 11 時から翌日午前4時までの間をいう。以下同じ。)にその監護する青少年を外出させないように努めなければならない。

2 保護者は、前項に規定する理由により深夜にその監護する青少年が外出する場合においては、自ら同行し、又は成人に依頼して同行させるようにしなければならない。ただし、必要やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

3 何人も正当の理由がなく、深夜において、保護者の依頼を受けず、又はその承認を得ないで青少年をその自宅以外の場所に連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

→ 10 万円の罰金または科料

(保護者への通知等)

第 36 条 警察官、少年警察補導員、児童委員、保護司、学校の校長及び教員その他青少年の保護の任に当たっている当該職員は、深夜において外出している青少年を発見し、これを放置するときは、その青少年の福祉を害するおそれがあると認める場合は、速やかに保護者にその旨を通知して当該青少年の引取りを求める等その保護者に必要な適宜の措置をとらなければならない。

(深夜における興行場等への立入りの禁止)

第 37 条 興行者及び次に掲げる営業を行う者(以下「興行者等」という。)は、深夜において、当該営業の場所に青少年を立ち入らせてはならない。

(1) 個室を設けて、当該個室において客に専用の装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる営業

→ 20 万円以下の罰金

(2) 設備を設けて、客に、書籍、雑誌その他の刊行物の閲覧又は端末機器の利用を行わせることを主として行う営業

→ 10 万円の罰金または科料

(3) 設備を設けて、客に遊戯又はスポーツを行わせる営業であって規則で定めるもの

(5) 特別の教科「道徳科」の移行措置の実施

道徳は、「自発的に正しい行為へと促す内面的原理として働く力」として、自己の未来への夢・希望に向かって確実に歩むための自己指導能力を高める力である。

改正学習指導要領における「特別の教科である道徳」(「道徳科」)は、平成 27 年 4 月 8 日付け教義第 47 号通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定、小学校学習指導要領の一部を改正する告示、中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部、中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について(平成 27 年 3 月 27 日付け 26 文科初第 1339 号通知)」において、その改正の内容が次のように示された。

1 道徳教育の目標については、児童生徒の道徳性を養うという趣旨を明確にするとともに、道徳科の目標については、育成する資質・能力を明確にしたこと。

2 内容については、いじめ問題の対応の充実や児童生徒の発達の段階を踏まえ、体系的なものとする観点から改善を図ったこと。

3 道徳科における指導上の配慮事項として、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるなど、指導方法を工夫すること。

4 道徳科における教材の留意事項として、ねらいを達成するのにふさわしいものや多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがされていないなどの観点に照らし適切と判断されるものであること。

5 評価については、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努めること。また、従来通り数値などによる評価は行わないこと。

北海道教育庁十勝教育局義務教育指導班は、改正学習指導要領の道徳科指導資料⁽¹⁷⁾「～特別の教科である道徳(道徳科)の実施に向けて」を次のように掲載している。

小学校第1学年及び第2学年（19）		改正前	小学校第3学年及び第4学年（20）		改正前
A 主として自分自身に関すること					
〔徳性の判断、自尊、自由と責任〕	(1) よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。	1-〔3〕	(1) 正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。	1-〔3〕	
〔正直、誠実〕	(2) うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。	1-〔4〕	(2) 過ちは素直に改め、正直に明るい心で生活すること。	1-〔4〕	
〔節度、節制〕	(3) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする	1-〔1〕	(3) 自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする	1-〔1〕	
〔個性の伸長〕	(4) 自分の特徴に気付くこと。	新設	(4) 自分の特徴に気付く、長所を伸ばすこと。	1-〔5〕	
〔希望と勇氣、努力と強い意志〕	(5) 自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。	1-〔2〕	(5) 自分でやろうと決めた目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜くこと。	1-〔2〕	
〔真理の探究〕					
B 主として人との関わりに関すること					
〔親切、思いやり〕	(6) 身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。	2-〔2〕	(6) 相手のことを思いやり、進んで親切にすること。	2-〔2〕	
〔感謝〕	(7) 家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。	2-〔4〕	(7) 家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。	2-〔4〕	
〔礼儀〕	(8) 気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。	2-〔1〕	(8) 礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって接すること。	2-〔1〕	
〔友情、信頼〕	(9) 友達と仲よくし、助け合うこと。	2-〔3〕	(9) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。	2-〔3〕	
〔相互理解、寛容〕	◇太字は、新たに追加された文言を示しています。 ◇下線は、変更した文言を示しています。 ◇斜体太字は、新設された内容項目を示しています。		(10) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。	新設	
C 主として集団や社会との関わりに関すること					
〔規則の尊重〕	(10) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。	4-〔1〕	(11) 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。	4-〔1〕	
〔公正、公平、社会正義〕	(11) 自分の好き嫌いでとらわれないで接すること。	新設	(12) 誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。	新設	
〔勤労、公共の精神〕	(12) 働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。	4-〔2〕	(13) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと。	4-〔2〕	
〔家族愛、家庭生活の充実〕	(13) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをし、家族の役に立つこと。	4-〔3〕	(14) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。	4-〔3〕	
〔よりよい学校生活、集団生活の充実〕	(14) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくすること。	4-〔4〕	(15) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級や学校をつくること。	4-〔4〕	
〔伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度〕	(15) 我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。	4-〔5〕	(16) 我が国や郷土の伝統と文化を大切に、国や郷土を愛する心をもつこと。	4-〔5〕	
改正前は、「1主として自分自身に関すること」「2主として他の人とのかかわりに関すること」「3主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」「4主として集団と社会のかかわりに関すること」の順					
〔国際理解、国際親善〕	(16) 他国の人々や文化に親しむこと。	新設	(17) 他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと。	4-〔6〕	
D 主として生命や自然、崇高なもののかかわりに関すること					
〔生命の尊さ〕	(17) 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。	3-〔1〕	(18) 生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。	3-〔1〕	
〔自然愛護〕	(18) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。	3-〔2〕	(19) 自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。	3-〔2〕	
〔感動、畏敬の念〕	(19) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。	3-〔3〕	(20) 美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。	3-〔3〕	
〔よりよく生きる喜び〕					

小学校第5学年及び第6学年 (22)			中学校 (22)		
		改正前			改正前
(1)	自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。	1-③	(1)	自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。	1-③
(2)	誠実に、明るく心で生活すること。	1-④			
(3)	安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。	1-①	(2)	望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。	1-①
(4)	自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。	1-⑥	(3)	自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。	1-⑤
(5)	より高い目標を立て、希望と勇気を持ち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。	1-②	(4)	より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇気を持ち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げる。	1-②
(6)	真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。	1-⑤	(5)	真実を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。	1-④
(7)	誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすること。	2-②	(6)	思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。	2-② 2-⑥
(8)	日々の生活が家族や過去からの多くの人の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。	2-⑤			
(9)	時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。	2-①	(7)	礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。	2-①
(10)	友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。	2-③	(8)	友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。	2-③ 2-④
(11)	自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。	2-④	(9)	自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。	2-⑤
(12)	法やきまりの意義を理解した上で進んでそれを守り、自他の権利を大切に、義務を果たすこと。	4-①	(10)	法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。	4-①
(13)	誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。	4-②	(11)	正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。	4-③
(14)	働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。	4-④	(12)	社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。	4-②
(15)	父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。	4-⑤	(13)	勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。	4-⑤
(16)	先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくるとともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に関与すること。	4-③ 4-⑥	(14)	父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。	4-⑥
(17)	我が国や郷土の伝統と文化を大切に、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。	4-⑦	(15)	教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に関与すること。	4-④ 4-⑦
(18)	他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。	4-⑧	(16)	郷土の伝統と文化を大切に、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。	4-⑧
			(17)	優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。	4-⑨
(19)	生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。	3-①	(18)	世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。	4-⑩
(20)	自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。	3-②	(19)	生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。	3-①
(21)	美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。	3-③	(20)	自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。	3-②
(22)	よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じる。	新設	(21)	美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。	3-②
			(22)	人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。	3-③

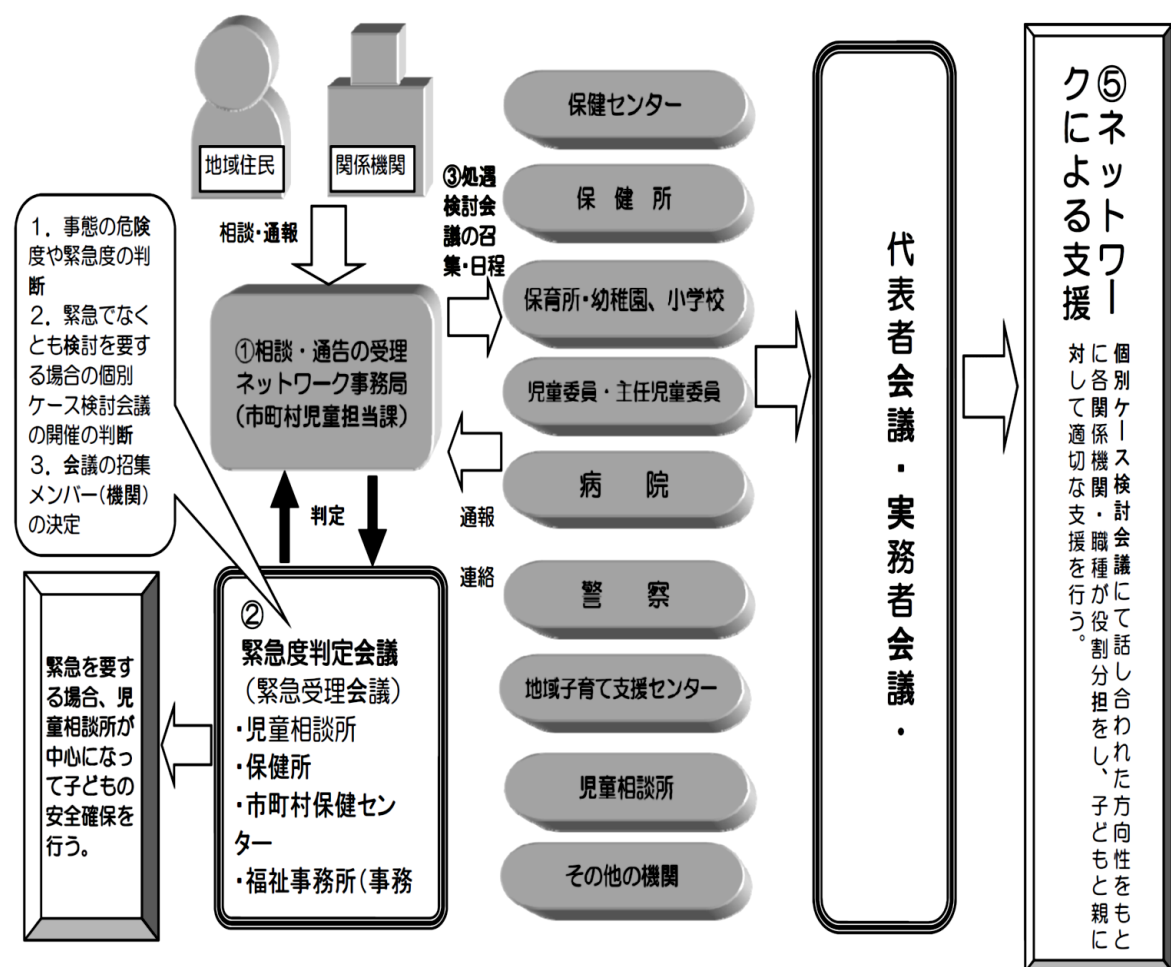
(5) 要保護児童対策地域協議会の実効化

児童生徒の「深夜はいかい」については、家庭状況と深く関係することから、福祉の側面での取り扱いを考えることも大事な視点である。「深夜はいかい」を行う児童生徒の中には、家庭の状況や保護者の都合などにより、児童福祉法の「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」、「要介護児童」と位置付けられる多くの児童生徒がいる。

特に校長・教頭などの管理職は、このような学校生活を不安定にさせる要因を持っている児童生徒への思いを深めた強い心で、児童福祉法第 25 条に規定されている「要保護児童を発見した者」として「市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所」に通告すべきである。その上で、同法第 25 条の 2 の 2 項に定められている「要保護児童対策地域協議会(函館市には、函館市要保護児童対策地域協議会が設置されている。)」で、ネットワークとしての支援を具体的に検討することが重要である。多くの市町村に設置されているこの協議会は、次の図にある「個別ケース検討会議」⁽¹⁸⁾を設置できるので、この会議での実効ある支援対策を児童生徒の身になって、具体的に検討すべきものとする。

(別添 2)

ネットワークのモデル的な実践例



おわりに ～校長等管理職の実効ある積極的行動を望む～

平成 26 年は、222,000 件の推定離婚数である。この離婚のさなかに巻き起こる夫婦間の愛憎は、児童生徒の心に大きな負の心理的影響を与えることは、想像に難くない。なによりも、この離婚に際して、妻が子どもの親権を持つケースは 8 割に達しており、こうしたことが母子世帯の増加に結び付いている⁽¹⁹⁾。さらに、母子家庭の平均年収は、平成 23 年度全国母子世帯等調査⁽¹⁹⁾で 223 万円となっており、その就業形態は、「正規の職員・従業員」が約 4 割、「パート・アルバイト等」が約 5 割となっている。これらのことから、「川崎事件」等の母親のように、夜間、長時間の就労をしている多くの母子家庭があることが分かる。このため、児童生徒が「深夜はいかい」に至ることも想像に難くない。

児童生徒が、「深夜はいかい」による事故・事件の被害にあわないためには、児童生徒の内なる力となる、自己の行動を将来の夢・希望の実現に向け、悪しき行動に制御をかける自己指導能力を高める教育指導も重要である。このため、教師は一人一人の児童生徒の内心を見つめ、愛情と情熱を注ぐよう、自らを叱咤激励しつつ、管理職と共に責任ある教育活動を展開すべきである。児童生徒の内心を読み解くためには、より良き教師になろうとする希求心と児童生徒への愛情、それを支える管理職の心配りが最も重要といえる。

最後に、学校の校長等管理職は、「北海道教育の日」などの節目に、家庭教育の充実に向けた内容を自筆するなどして、保護者・地域に向けて、児童生徒が「深夜はいかい」に至らないような手立てを研究・執筆したり、「深夜はいかい」を入り口とした少年非行の当事者や性被害者にならないよう、保護者の監護が十分に受けることができない児童生徒を具体的に支援するための方策として、市役所・町村役場や警察と連携して、「要保護児童対策地域協議会」などの支援ネットワークの活用を工夫するなど、具体的な組織を実効化するための積極的行動を行うよう強く望むものである。

引用文献

- (1)国家公安委員会 国家公安委員会規則第 20 号「少年警察活動規則」平成 14 年 9 月
- (2)文部科学省 生徒指導に関する教員研修の在り方研究会
「生徒指導に関する教員研修の在り方について」報告書 平成 23 年 6 月
- (3)文部科学省 生徒指導提要 平成 22 年 3 月
- (4)文部科学省 子どもの徳育に関する懇談会
「子どもの徳育の充実に向けた在り方について」報告書 平成 21 年 9 月
- (5)文部科学省 中学校学習指導要領～総則編～ 平成 20 年 7 月
- (6)文部科学省 中学校学習指導要領解説～道徳編～平成 20 年 7 月
- (7)北海道 北海道青少年健全育成条例(昭和 30 年 4 月 2 日条例第 7 号最終改正平成 27 年 7 月 21 日)
- (8)沖縄県教育庁県立学校教育課 県立学校生徒指導の手引き～生徒指導の充実に向けて～ 平成 25 年 3 月)
- (9)北海道警察函館方面本部 平成 26 年函館方面の少年非行概況 平成 27 年 1 月 23 日
<http://www.hakodatehonbu.police.pref.hokkaido.lg.jp/rireki.html>
- (10)国家公安委員会 少年警察活動規則(平成 14 年 9 月 27 日国家公安委員会規則第二十号
最終改正平成 24 年 6 月 21 日)
- (11)横浜市教育委員会 児童生徒指導の手引き-改訂版- 平成 27 年 3 月
- (12)熊本県教育委員会 問題行動等対応の手引きー健全な児童生徒の成長を願ってー 平成21年3月
http://www.higo.ed.jp/colas/?page_id=78
- (13)北海道警察 少年サポートセンターの活動「少年サポートセミナー -問題行動編-」
<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/syounen/supportseminar/runaway1.html>
- (14)北海道庁北海道環境生活部 平成26年度青少年の意識・意見調査結果報告書
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/seisyonen/ikusei/youth.htm>
- (15)埼玉県・埼玉県教育委員会・埼玉県警察本部 深夜徘徊ストップ運動の手引 平成25年 8月
- (16)魚津市教育センター 魚津市小・中学校生徒指導協議会資料 平成 21 年 7 月
www.uozu-c.tym.ed.jp/keihatu/H21-7.pdf
- (17)北海道教育庁十勝教育局義務教育指導班 特別の教科である道徳～「道徳科」の実施に向けて
<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ky/>
- (18)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について 別添 2 平成 22 年 3 月
- (19)厚生労働白書 平成 25 年版「若者の意識を探る」
- (20) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 ひとり親家庭の支援について 平成26年3月